

対象者診断 チャート

当チャートはあくまで一般的な
場合を想定しています。



対象者か確認
してください

対象者と思われる方には、 原則案内文書が届きます。

詳しくは、右ページの申請手続きをご覧ください。

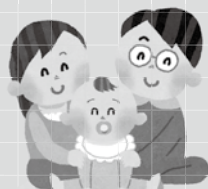
基準日は平成26年1月1日になります。

スタート

生活保護を
受けていますか。

はい

対象では
ありません。
保護基準の改定で
消費税の負担に
対応します。



いいえ

26年度の
市民税は
課税
されていますか。

はい

26年1月分の
児童手当
などを受給
していますか。
(中学生以下の児童が
いますか。)

はい

いいえ

26年度の
市民税(均等割)が
課税されている方に
扶養
されている。
※

はい

対象では
ありません。

はい

25年分の
所得は
制限限度額
以上
ですか。

はい

いいえ

加算対象の
基礎年金・
児童扶養
手当等を受給
していますか。

はい

臨時福祉

臨時福祉給付金の
支給対象者となる
可能性があります。
(1万円)

臨時福祉

臨時福祉給付金の
支給対象者となる
可能性があります。
(加算含む1万5千円)

子育て世帯

子育て世帯臨時
特例給付金の
支給対象者となる
可能性があります。

児童手当 所得制限限度額

扶養親族 等の数	所得制限 限度額	収入額の 目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

子育て世帯臨時特例給付金 所得制限限度額の例

- ① 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金
- ② 児童扶養手当
- ③ 特別児童扶養手当
- ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別障害者手当
- ⑥ 経過福祉手当
- ⑦ 原爆被害者諸手当
- ⑧ 毒ガス被害者対策手当
- ⑨ ガス被害者対策手当
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- ⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- ⑫ 医薬品副作用被害救済制度の副作用救済給付または生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付

臨時福祉給付金 加算措置の対象となる 年金や手当などの一覧

お知らせします 二つの給付金

臨時福祉給付金

市民税(均等割)が非課税の方
(対象者1人につき)

1万円 または 1万5千円(加算含む)

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯
(対象児童1人につき)

1万円

4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方や子育て世帯への負担を緩和するため、1回限りの臨時的な措置として臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

給付金の申請時期は7月下旬からを予定しています。具体的な申請手続きについては、改めて広報紙などでお知らせします。

申請先は、原則として基準日(平成26年1月1日)時点で住民登録のある市町村です。

臨時福祉給付金

給付対象者

次の(1)と(2)の両方に該当する方

(1)平成26年1月1日時点で庄原市に住民登録のある方

(2)平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、市民税が課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者は原則対象となりません。

給付額

対象者(個人)1人につき1万円

※ただし、左ページ下段(①〜⑫)に該当する方は5千円を加算します。

問い合わせ

社会福祉課生活福祉係(臨時福祉給付金専用ダイヤル)
☎0824・73・1737

子育て世帯 臨時特例給付金

給付対象者

次の(1)から(3)の全てに該当する方

(1)平成26年1月1日時点で庄原市に住民登録のある方

(2)平成26年1月分の児童手当または特例給付を受給している方

(3)平成25年度の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

※平成26年1月1日に生まれた児童について、平成26年2月分の児童手当または特例給付を受ける方を含みます。

給付額

対象児童1人につき1万円を支給します。

問い合わせ

児童福祉課児童福祉係
☎0824・73・1192

「振り込め詐欺」や 「個人情報搾取」にご注意ください。

不審な電話がかかってきたら1人で判断せず、迷わずご家族や庄原警察署(または警察相談専用電話【#9110】)にご相談ください。

申請手続き

対象者と思われる方には7月下旬を目途に案内文書を送る予定です。ただし、次に該当する方は案内が届きませんので、ご自身が対象になると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

①平成26年1月2日以降に庄原市に転入した方
↓1月1日に住民登録されていた市町村にお問い合わせください。

②住民票と異なる場所に居住しているなど送付先が確認できない方
↓事前に送付先をお知らせください。

③未申告により平成26年度の市民税(均等割)非課税が確認できない方
↓税務課市民税係または各支所市民生活室にお問い合わせください。

その他

○臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方に該当する方は、臨時福祉給付金のみ申請となります。

○申請期間などは各市町村で異なります。庄原市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認をお願いします。